附　則

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第六条の規定による改正後の土地区画整理法施行規則第十九条の二第三項（第十一条の規定による改正後の新都市基盤整備法施行規則第二十七条の二及び第十二条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第三十九条の二において準用する場合を含む。）の規定は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第六項（同法第百三十三条第二項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下この項において「大都市法」という。）第百一条において準用する場合を含む。）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二十九条及び大都市法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長が行う公告のあった日がこの省令の施行の日前である場合には、適用しない。

3　第十条の規定による改正後の住宅地区改良法施行規則第三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第四条第四項の規定による告示があった場合について適用し、同日前に当該告示があった場合については、なお従前の例による。

4　第十条の規定による改正後の住宅地区改良法施行規則第十三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に住宅地区改良法第八条第一項の規定による告示があった場合について適用し、同日前に当該告示があった場合については、なお従前の例による。

5　この省令の施行の際現にある第十五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）及び海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百三十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第五項、関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）第十三条第一項第一号及び同項第二号ロ(1)の規定に基づき、並びに海上運送法等の一部を改正する法律及び関係法律を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の内容） **第七条の二**　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。 一　（略） 二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項 イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項 ロ　（略） ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項 ニ・ホ　（略） 三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項 イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項 ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項 (1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項	（安全管理規程の内容） **第七条の二**　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。 一　（略） 二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項 イ　組織体制に関する事項 ロ　（略） ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項 ニ・ホ　（略） 三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項 イ　情報の伝達及び共有に関する事項 ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項 (1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項